

横浜市婦人の現状と動向

田宮敦子

一 はじめに

一九七五年の国際婦人年に、メキシコで開催された第一回世界婦人会議において「世界行動計画」が策定され、またこの年に、一九七六年から一九八五年までを「国連婦人の一〇年」と定め、婦人の地位向上をめざし、世界的な取組みを進めていくことが、国連で採択されました。その中間年にあたる一九八〇年にはコペンハーゲンで「国連婦人の一〇年中間年世界会議」が開催され、一九七九年第三四国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の署名式が行なわれました。この差別撤廃条約は、批准または加入した締結国が二〇

カ国に達し、一九八一年九月三日発効しております。このような世界の動向に対応して、わが国でも一九七五年には、婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議を設置し、一九七七年には国内行動計画、及びその前期重点目標、一九八一年には後期重点目標が発表されていきます。また、各自治体においても、婦人問題への取組みが進められています。このような、国内外の運動の高まりに伴い、婦人問題に対する関心も少しづつ深まってはおりますが、まだまだ十分とはいえないのが実情です。ここでは昭和五十五年に実施した「横浜市婦人の生活実態と意識」に関する調査結果、及びこの調査の企画・分析を担当された横浜市

立大学の矢沢澄子助教授の報告を中心とし、婦人を取りまく現状を検討するとともに、現在、婦人問題調査等担当で進めている婦人問題への取組みを紹介したいと思えます。

二 『横浜市婦人の生活実態と意識調査』から

今回の調査では（調査対象は、横浜市全域の二〇歳以上七〇歳未満の女性、二、〇〇〇人を無作為抽出しました。調査方法は郵送法で、回収率六三・四％）、日々の生活の中で女性がどのような問題に直面しており、また、それをどのように解決していこうとしているかを総合的

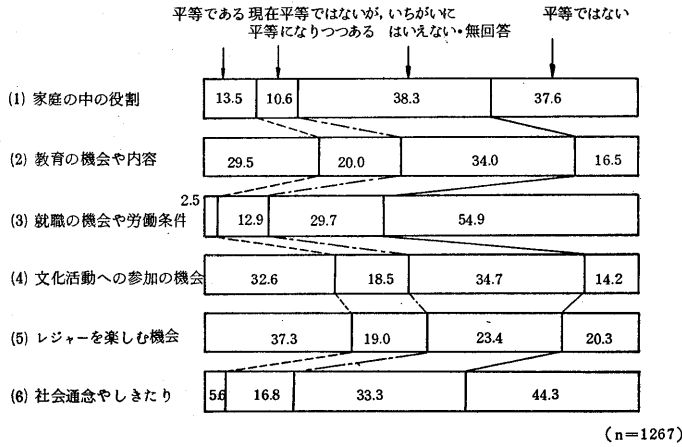
一 はじめに
二 『横浜市婦人の生活実態と意識調査』から

三 横浜市婦人問題懇話会
四 企画調整局婦人問題調査等担当の職務
五 結びにかえて

に把握するため、家庭、職場、社会活動という三つの異なる生活空間それぞれにおける女性の生活実態と意識が分析できるようにしました。すなわち、家庭については、結婚観、家事分担の実情と評価、子供のしつけ面からみた男女観、老後など、職場については、差別経験、就業志向、職業観など、そして社会活動の場に関しては、参加経験と評価、今後の意向、学習欲求、施設ニーズなどを、さらには、これら三つの空間にまたがるものとして、男女平等意識といった基礎的価値判断についての調査を行いました。これに加えて、結婚・出産・育児に強く規定された女性のライフサイクルが女性の生活と意識に対してもつ意味を分析す

図一 1 男女の地位の平等についての感じ方

問 20 男女は法律の上では平等とされていますが、あなたの生活のいろいろな面で、平等になっていると思いますか。(1)から(6)までのそれぞれについてお答えください。



表一 1 市15歳以上女性就業者
従業上の地位別%

	(50年国調)	
	就業者ベース	全体ベース
雇用者	73.1	27.9
役員	2.5	1.0
雇人のある業種	1.9	0.7
雇人のない業種	7.4	2.8
家族従業者	14.4	5.5
不詳	0.7	0.3
計	100.0	38.2

表二 2 市20~70歳未満女性就業者
産業大分類別%

	(50年国調)	
	就業者ベース	全体ベース
農業	1.7	0.6
林業・漁業・鉱業	0.1	0.0
建設業	3.9	1.5
製造業	21.5	8.2
卸売・小売	31.2	11.9
金融・保険	5.3	2.0
不動産	1.2	0.5
運輸・通信	4.2	1.6
電気・ガス・水道	0.3	0.1
サービス業	26.5	10.1
公務	2.8	1.1
分類不能	1.3	0.5
計	100.0	38.2

す(図一2・3・4)。就職を希望しているものの六九・一%が再び、また無職者のうちの六九・一%が再就職を希望しています(図一2・3・4)。

場合二五~三四歳で極端に低下するM字しかし、年齢別に女子の労働力率をみると増加していることを示しています。

(注1) 労働白書(昭和五十六年版)、(注2) 労働白書(昭和五十六年版)、(注3) 労働白書(昭和五十六年版)。

るため、女性の年齢、未婚、子供の成長段階を構成条件とした、綿密なライフステージ(末子スタイル、長子スタイル)を設定しております。

以下、調査から浮かびあがった本市婦人の意識状況を①就労をめぐる(不平等感の第一位)②社会通念―家庭内の役割(不平等感の第二位、三位)そして③男女平等となるための条件、という順序で

検討していきたいと思います(図一1)。

①―就労をめぐる

最も不平等感の強い(五四・九%)ものが「就労の機会や労働条件」です。働く婦人の現状についてみてみましょう。

本市婦人の五〇・八%が、何らかの職についています。これを五十年の国勢調査結果三八・二%(表一1・2)と比べると、働く婦人が急激に増加していることがよくわかります。

更に就業者の就業継続意思をみると三〇代以上では、七三・四%もの人たちが継続を希望しており、また無職者のうちの六九・一%が再び、また無職者のうちの六九・一%が再就職を希望しています(図一2・3・4)。

このように、女性の就業志向は強くなってきています。

五十六年版労働白書では、この増加の原因として、女性の職業意識の変化、家事負担の軽減、短時間労働者の増加、所得動機による就業希望、高学歴化を挙げられています。今回の本市の調査結果からも同じようなことがうかがえます。

まず、職業意識の変化については、結婚観によく表われています。「家事に専念する」と答えた人は、わずか六・一%にすぎず、子育て後に就労を含む何らかの活動参加を希望する女性は七六・二%にもなっています。そして、働き続けたいと思っている女性は、一二・六%です(図一5)。なお、このうち二〇代の女性の回答では、一九%の人が就業継続を希望しており、働きつづける女性が増加していることを示しています。

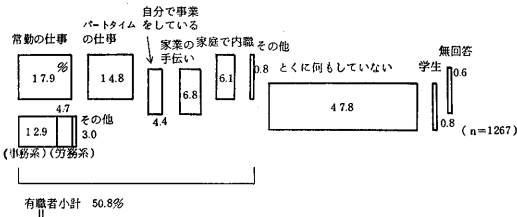
型就業構造をとっています。欧米諸国と比較するとその差異は顕著です。このことは、結婚、出産に伴っていかに多くの女性が退職しているかを示すものといえます(図一6)。

確かに高学歴層ほど就業継続・就業意欲は高くなりますが、欧米諸国と比較すると女子の労働力率の学歴間格差は、それほど高いものとはいえません。このことは、日本では高学歴層でも、結婚・出産育児期に退職する傾向が強いことを物語っています(図一7及び本号一四頁図一4参照)。

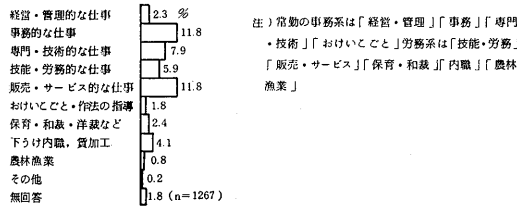
次に、短時間労働者の増加についてみると、有職者五〇・八%のうち、パートタイマー一四・八%、内職者六・一%であり、また、再就職希望者の三七・六%がパートを、二四・八%が内職を希望しており正式の勤めを希望する二〇・一%をはるかに上回っています(図一8)。

図一 女性の有業率と仕事の内容

問9 あなたは、現在、何か仕事をもっていますか。

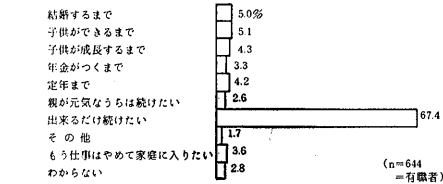


問9-1 そこではどのような仕事をしていますか。

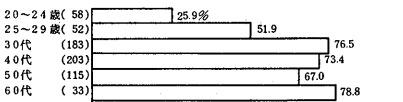


図二 仕事継続の意志

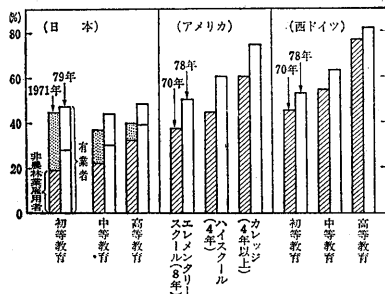
問9-3 仕事はいつまで続けるつもりですか。



図三 「出来るかぎり続けたい」年代別



図四 学歴別女子労働力率(25~34歳)



資料出所 日本 総理府統計局「就業構造基本調査」
 アメリカ 労働省「Special Labor Force Report」
 西ドイツ 連邦統計局「Bevölkerung und Kultur」,「Mikrozensus」

(注) 学歴区分は次のとおり。
 日本 初等教育……小学校, 中学校および未就学者
 中等教育……高等学校
 高等教育……短期大学, 大学
 西ドイツ 初等教育……ハウプトシューレ, 実科学校
 中等教育……ギムナジウム, 職業専門学校
 高等教育……大学, 高等専門学校

「女子労働者増加の実態と背景」(労働省編 日本労働協会発行)によれば、昭和五十年から五十五年にかけて就業者は、二五二万人増加し、このうち女子就業者は一三五万人と過半数を占め、全雇用者に占める女子雇用者の割合は、五十年の三二・一%から五十五年には、三三・九%にまで高まっている。

なお、女子有業率(女子のうち何らかの職についている割合)の全国平均は四五・六%、神奈川県は三七・三%である。

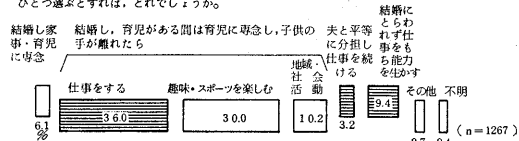
(注2) 本号一二頁図一参照
 (注3) 図一8補足 別の調査による

ば、女子パートタイムの勤続先選定理由を調査したところ「勤務時間帯日数の都合」「通勤に便利」というものが八〇%を占めている。婦人が就業する場合に、家事との両立を迫られている姿をよく表わしている。ただ、わが国の場合、正規に勤務した場合の、残業を含む労働時間の長さも、女子のパートタイム化の要因といえましよう。

所得動機についてみると、確かに生計補助的理由が多いが、自分自身の経済的自立や働きがいを求める傾向も、みのがせない数字になっています(図一9)。(再就職希望者の就業理由については、図一

図五 結婚感

問1 女性の生き方についていろいろな意見がありますが、あなたのお考えにもっとも近いものをひとつ選ぶとすれば、どれでしょうか。



図六 年代別有業率

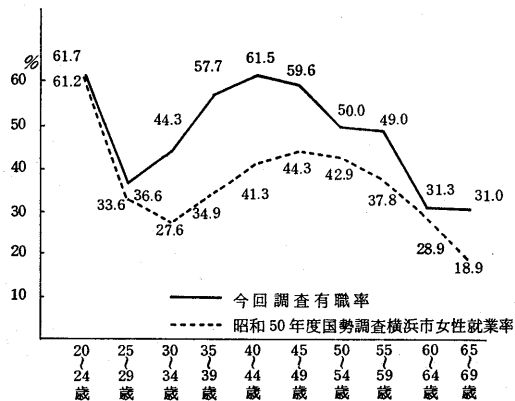
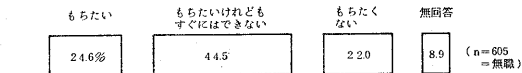
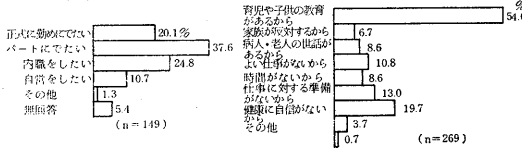


図-8 無職者の実態

問12 (現在、仕事をしていない無職の方にお答えください) あなたは何か動機にでたり、仕事をもちたいと思いませんか。



問12-1 どのような仕事(職人を作ろう)なさりたいのですか。 問12-1' すぐにはできないのは、どうしてですか。



問12-2 そのような仕事をしたいとお考えになるのは、どうしてですか。

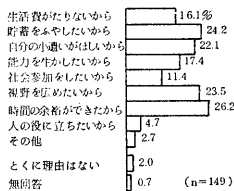


図-9 就業理由と継続意志

問9-2 あなたが仕事をもっている主な理由は何ですか。次の中から3つまでお答えください。

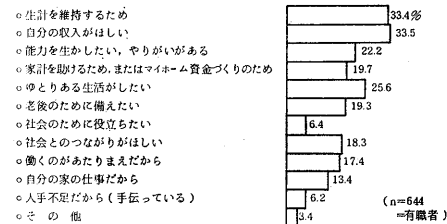


図-10 職場での差別経験

問10 (仕事をした経験のある方にお答えください) 現在の職場(以前に仕事をしていてやめた方はやめる前までの職場)のことについて、おたずねします。次にあげてある事柄とその職場にあてはまることがありましたら、いくつでもあげてください。

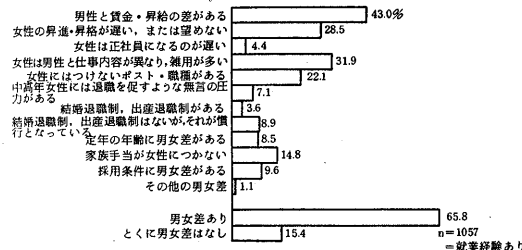
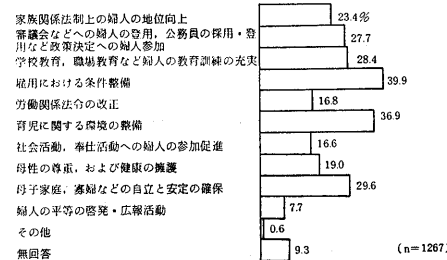


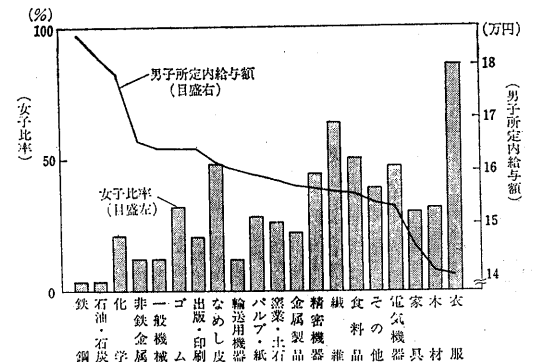
図-13 婦人行政施策のニーズ

問21 今後男女がより平等になるためには、国や地方公共団体の行政は、どのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。重要だと思われる施策を3つまでお答えください。



8 中の問12-2参照)。このように就業を希望する婦人は増えておりますが、では、これら婦人の受け入れ体制はどうでしょうか。職場で何らかの差別を経験したことのある婦人は、六五・八%にものぼっています。最も多いのが、賃金・昇給の差です(図-10)。五十六年版労働白書でも、製造業の男子平均給与を一〇〇とする、女子は、生産労働者で四九・五、管理・事務・技術職で五〇・七しかならず、また、就業先自身においても、賃金水準の低い業種で女子の比率が高いことを指摘し、賃金格差をもたらす原因を次のように分析しています(図-11・12)。

図-11 業種別にみた女子労働者比率



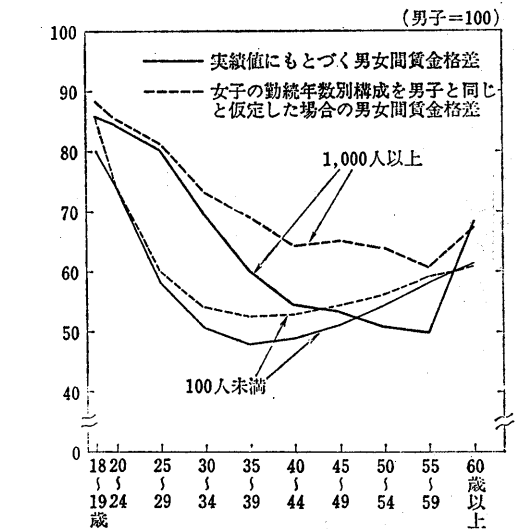
(←男子の賃金水準が高い業種) (男子の賃金水準が低い業種→)

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 業種の配列は男子所定内給与額の順序による。

(製造業生産労働者 昭和54年)

図-12 年齢別にみた男女賃金格差



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(製造業生産労働者 所定内給与)

『賃金の男女間格差をもたらす要因としては、相対的に賃金水準の低い業種で女子労働者の割合が高いこと、女子の勤続年数が低いことが考えられるが、そのような男女間の相違を調整しても男女間の賃金格差は目立って修正されない。格差をもたらす決定的な要因は、男女間で年齢、勤続年数に対する評価に差のあること、とくに年齢に対する評価に違いがあることである。これは、女子の場合、結婚、出産後の入職が多いにもかかわらず、新規入職者について年齢がほとんど評価されないこと、すなわち仕事づくまでの経験に対する評価が低いことを意味している。』

白書という決定的要因を支えている女性(母親)観こそ婦人問題であるといえます。

また、賃金格差は、拠出金方式をとる社会保障制度の多いわが国では、福祉支給の格差と運動していくことになりません。

が、仕事内容、昇進昇格の差となって表われてくるといえます。

結婚退職制、定年制での差別を感じている人が、併せて二〇%前後にものぼっています。労働白書では男子より低い定年年齢を設ける企業が二二%にも及び、しかも女子の定年年齢を五十五歳未満とする企業が五四%に達しているとしています。

このようにみていると、今なお女性が自己の主体的選択の下に働くことを、社会がいかにか閉ざしているかが明らかとなつてきます。

男女が平等となるためにとるべき行政ニーズに関する調査結果をみても、第一位が「雇用における条件整備」、第二位が「育児に関する環境の整備」となっており、女性が働き、経済的に自立していくための諸施策に要望が集中しています。(図-13)。

(注4) 前掲労働白書一三五頁〜三九頁

なお、パートタイマーの賃金は、一般女子労働者の八〇%、高卒女子の初任給のみであり、内職の工賃は、パートタイマーの六〇%といわれています。わが国のパートタイマーには専門的・技術的職業従事者が少なく、雇用量の調整弁として求められているのが現状です。

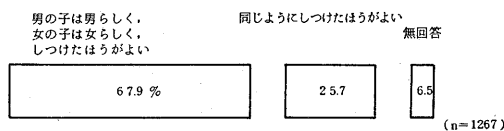
表-3 夫の家事分担

	1 主に夫がやる	2 かなり手伝う	3 時々手伝う	4 ほとんどやらない	5 まったくやらない	該当する家族の割合	無回答
(1) 世帯の話し合い	0.1	7.9	1.35	3.4	0.4	73.9	0.8
(2) 子供の勉強をみる	1.6	2.1	14.2	17.7	8.9	49.0	6.6
(3) 老人・病人の世話	0.4	2.4	5.7	6.9	5.7	64.6	14.4
(4) 買物	0.6	15.6	38.6	21.8	13.7	—	9.7
(5) 料理・血洗	0.3	4.2	20.6	27.4	37.0	—	10.5
(6) 洗濯・掃除	0.3	4.3	21.2	24.1	39.8	—	10.3
(7) 家・家具・電機製品などの修理	35.6	9.3	20.6	15.9	12.3	—	—

(n=1059:有配偶者)

図-15 子供の性別によるしつけ方

問5 あなたは子どものしつけ方について、男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけたほうがよいと思いますか。それとも同じようにしつけたほうがよいと思いますか。



(注5) 県資料「婦人問題を考えるために」二四頁

(注6) 前掲労働白書六一頁

② 社会通念—家庭内の役割

年齢別女子労働力率におけるM字型曲線をもっとも明らかのように、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業意識が根強いにもかかわらず、不平等感の第二位が「社会通念やしきたり」であり、第三位が「家庭内の役割」となっています。このことから、多くの女性が、自己の存在、生き方などに不満を感じつつも、そうするしかなくなつてしまっている現状をみてとることができると思います。ここでは、性別役割分業意識がどのように再生産されているかを家庭—家事分担、しつけにおける男女観の調査結果から考えてみたいと思います。

夫の家事分担に対する考え方についてみると、「夫は分担すべき」と答えたものは、一六・一%にすぎず、七四・八%が「夫は手伝い程度でよい」としており、家事育児を女性の仕事と考える人は

図-14 家事の育児の経済的評価（専業主婦）

問4（全員の方に）妻が無職で、家事や育児だけをしている場合、夫の働きによる収入は、夫婦共同のものと考えらるべきだと思いますか。そうは思いませんか。

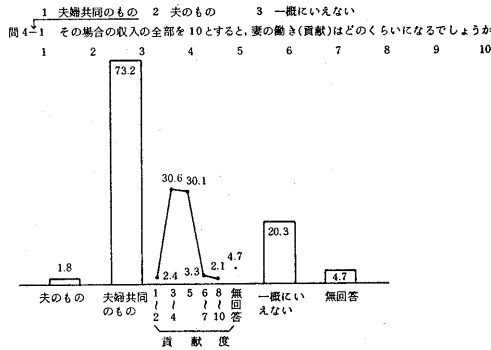


図-16 家事分担観としつけ観

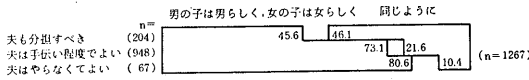


図-17 結婚観としつけ観

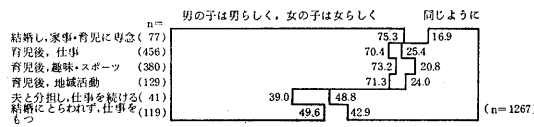


図-18 男女平等になるための重要事項

問22 今後男女が社会のあらゆる分野で平等になるために、次のなかで重要と思われるものを3つまでお答えください。

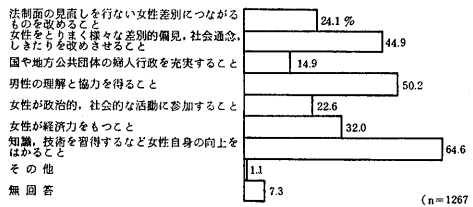


表-4 茨城県と横浜市における学習意欲の順位

横浜市	茨城県	学習項目
4位	1位	料理・裁縫・編物など
3位	2位	スポーツ・体力づくり
1位	3位	身近な法律知識
2位	4位	老後問題
7位	5位	育児・家庭教育・家庭看護など
5位	6位	音楽・絵画・書道など
9位	7位	家庭経営・くらしと経済など
8位	8位	婦人問題
6位	9位	造花・人形・手芸・焼物など
10位	10位	茶道・華道・おどりなど
11位	11位	消費者問題・地域問題など
12位	12位	歴史・内外の政治経済など
13位	13位	和歌・俳句・文学など
14位	14位	タイプ・速記・簿記など
	15位	農林漁業などの生産・経営

多いといえます。従って、家事の主たる部分を占める「料理、皿洗い」「洗濯、掃除」については六〇%以上の夫がほとんどやらないか、まったくやらないという結果になっています(表-3)。

ところで、家事専業主婦の家事育児の経済評価についての調査結果をみると、夫の収入を夫婦共同のものとみる人は、七三・四%に達していますが、貢献度についてみると、夫の貢献度を高く評価するものが三四・八%、同等とする者が三〇・一%、妻の貢献度を高く評価するものが五・四%となっています(図-14)。

%の女性が家事育児を自己の仕事と考えて家庭に入ったにもかかわらず、自分の貢献度を同等のものとみなせない状態が示されています。

次に、「しつけ」における男女観の調査結果をみてみると、全体集計では「男らしく、女らしく」を求めめる人は、六七・九%で、「同じようにしつけた方がよい」とする二五・七%を大きく上廻っています(図-15)。しかし、家事分担観としつけ観、結婚観としつけ観のクロス集計をみると、「夫も分担すべき」「働きつづけたい」とする人たちの五〇%以上が、「同じようにしつけた方がよい」と

しています。家事分担観、結婚観が、ステレオタイプに反映していくことが明らかです(図-16・17)。今回の調査では、「らしく」についての価値判断の内容を明示しなかったものから、この点についてさらに詳細に分析することはできませんが、「しつけ」を通して、性別役割分業意識が再生産されているように思えます。「家庭科の必修」問題を含め、広い意味での教育のあり方が問われねばならないでしょう。

五十六年六月には国際労働機構(ILO)の第六七総会で「男性及び女性労働者の機会均等及び平等待遇、家庭責任をも

つ労働者」に関する条約と勧告が採択されました。この条約、勧告では「家庭責任は、男女ともに負担する」という考え方が貫かれており、男性の育児休暇をはじめ、職業訓練、雇用条件、社会保障、子ども及び被扶養者の施設、家庭責任行使のための援助などが、男女同等に考慮されるよう細部にわたって勧告されています。家事等の役割の分担という考えから、共同で家庭責任を負う時代への転換を示すものといえましょう。

④ 男女平等となるための条件

横浜市の婦人は、今後男女があらゆる

図-20 今後必要な婦人のための施設

問19 今後市が婦人のための施設を作る場合、あなたはどのような施設を必要だとお考えですか。次の中から3つまでお答えください。

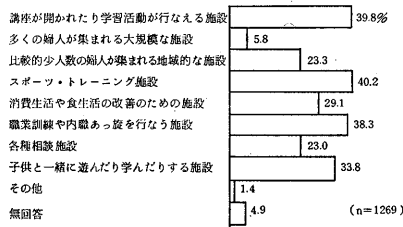
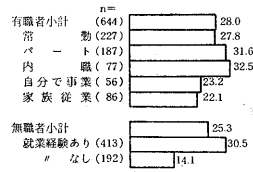
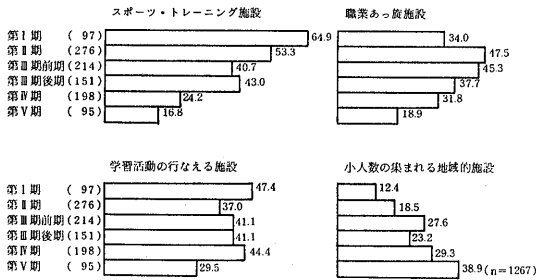


図-19 就業形態と婦人問題学習意欲



りを改めさせること」(四四・九%)となり、(図-18)。

図-21 ライフ・ステージ別施設利用意向



「家族問題、交通、公害問題、住宅問題、老後問題等、都市生活上の問題は、つぎのことを知らない。婦人がこうした現代都市生活上の複雑な問題に賢明な対応を迫られる時、身近な生活に関する直接的で確実な知識(法律、老後等)によって自らの生活を自衛しようとするのは、当然のことである。またこれらの学習を契

機として、『家庭』の枠を越える新たな社会参加への意欲や展望も自ずと開かれていくであろう。注7

なお、婦人問題についての学習意向については、高学歴になるほど高くなり、就業経験の有無によっても差異がみられます。注目されることは、有職者のうち就業の場で差別を受けやすい内職・パートタイマーの人たちが、無職者では退職経験のある人たちが、婦人問題に対する学習意向をより強くもっていることです(図-19)。

次に、婦人の施設ニーズについてみると(ハスポーツ・トレーニング施設)へ学習活動が行なえる施設、(ハ職業訓練や内職あつぎを行なう施設)が四〇%前後で並んでいます(図-20)。また、ライフステージ別施設利用意向をみると、スポーツ施設は独身期の六四・九%を最高に年代が上がるにつれ減少傾向をとるのに対し、小人数が集まれる地域施設に対する利用意向は、年代が上がるにつれ増大しています。職業訓練等の施設では、結婚し末っ子学児をかかえている、あるいは末っ子小学生の時期にピークに達する山型となっています。子育て後に再就職を希望する婦人が増大していることの反映と思われるかもしれません。学習活動のための施設では、ほとんどのライフステージで四〇%前後と平均した利用意向があります。生涯教

育として婦人の学習活動を構成していくことの必要性を示しているといえます(図-21)。

このように、多種多様な内容をもち、かつライフステージごとに変化する行動ニーズに対応しようとする「複合的機能」をもった施設が求められているといえます。

「学習、教育、訓練などによる女性自身の向上」を重要とし、都市生活上の諸問題(老後、身近な法律知識)について強い学習意向をもつ本市の多くの女性の期待に応えるためには、高齢化・高学歴化社会の中で、婦人の地位向上をめざした活動に資することのできるような機能を中心にすえた施設でなければならないと考えます。

高齢化社会への移行といわれている昨今、老後に関する本市婦人の考え方をみると、『大都市婦人の子離れ老後観』を反映して、「身のまわりのことができる間は、夫婦(自分)だけで暮らしたい」とする人が六八・九%にも達し、「子供と暮らしたい」とする二二・九%を大きく上回っています。婦人のライフサイクルの変容、夫婦だけの生活時間の長期化を予想させる結果となっています。平均寿命の男女差を考え併せると、老人問題の多くは、婦人問題といっても過言ではありません。老人の孤立化の実態、夫婦の

あり方、あるいは、寝たきり老人の介護、看護の問題など、今後詳細な調査が必要といえます。

最後に、婦人の健康管理の現状はどうでしょうか。本市婦人の四三・四％が、この一年間検診を受けていません。とくに問題なのは、この一年間何らかの検診を受けた割合が、有職者では、五五・一％であるのに対し、無職者では、三九・八％にすぎない点です。次代を担う子を産む性としての母性保護の観点からみても、自営業、内職者を含め在宅婦人の健康管理の充実が必要でしょう。女性の健康管理については、母性の社会的機能の尊重という立場から、女性の生涯を視野においた保健教育（指導）地域医療などの体系化等、検討すべき多くの課題が残されています。

以上、調査の概要を紹介してきましたが、今回の調査は、応範囲にわたる領域を扱ったいわば総論的な内容でしたので、本稿で指摘したいくつかの点を含め、今後、各論にあたる多くの調査が必要と考えています。

（注7）「横浜市婦人の生活実態と意識」に関する調査報告書八頁

（注8）同 六頁

三——横浜市婦人問題懇話会

本市における婦人行政のあり方を婦人の参加をえて、幅広い視野から検討するため、五十六年七月二十四日「横浜市婦人問題懇話会」が設置されました。学識経験者、地域活動家等二三名（うち女性一七名）の委員からなるこの懇話会では、(1)婦人問題にかかわる基本的事項(2)自治体における婦人行政のあり方(3)総合的婦人行政推進のために実施すべき重点施策を検討し、五十八年三月に提言を行う予定です。

現在（参加・労働）〈教育・家庭〉〈健康・福祉〉の三つの部会に分かれて討議を進めています。

第一部会は、〈参加・労働〉の問題を扱い「女性の社会進出を進めるためにはどうすべきか」を主な検討課題としています。具体的には、地域参加、政治参加、就労における平等について、それぞれの阻害要因とこれを克服するための条件等を検討していきます。

第二部会は、〈教育・家庭〉の問題を扱い「男女の固定的役割分担に基づいた既存の社会通念をどう変えていくか」を主な検討課題としています。具体的には、社会教育、学校教育、家庭教育の現状を再検討し、それらの望ましいあり方を探っていくとともに、社会通念を変えていくための啓発のあり方を検討していきます。

第三部会は、〈健康・福祉〉の問題を扱い「女性が健康で安らかな生活をおくるためにどうすべきか」を主な検討課題としています。具体的には、母性保護、地域保健等女性の健康の保持・増進のための条件について、また母子福祉、老後問題等女性にかかわる福祉問題について検討していきます。

現在までに、総会二回、部会六回（各部会二回づつ開催）、計八回の会議を開催しています。部会第一回会議では、五十六年度予算で一五〇億にのぼる婦人関連施策について検討しました。第二回会議では、生涯教育の視点からの女性の学習活動の体系化、女性の政策決定機会への参加拡充の方法、婦人に対する社会教育行政のあり方、社会保障制度における女性の地位等を中心に討議が重ねられました。

四——企画調整局婦人問題調査等担当の職務

「婦人問題調査等担当」の機構が五十六年五月企画調整局に設置されました。その主要任務は、婦人問題に関する企画立案と、婦人関連行政の連絡調整です。婦人担当で五十六年度に実施しているものは次のとおりです。

(1)婦人問題懇話会の設置運営

(2)婦人行政連絡調整会議の運営
同会議は婦人関連行政の庁内連絡調整を行なう組織で、関連部局の部長十三人で構成されています。この下部組織として、課長、係長二六人（うち女性二三人）で、実務的事項等を検討する「ワーキング・グループ」があります。

(3)婦人問題に関連した調査の実施

①主婦の意識分析調査

昨年度実施した「横浜市婦人の生活実態と意識調査」では、全般的な意識動向や行政ニーズについて数量的把握を行いました。そこで今年度は、質的分析を進めるために、主婦に焦点をあて、個別面接による「ディテイル・インタビュー調査」を実施しています。

②婦人の自主的グループ活動に関する調査

現在グループ活動をしている人を対象に、社会参加についての意識と活動実態、阻害要因とその克服法についてのアンケート調査を行います。

(4)在住外国婦人との国際交流会議の開催
「よこはま女性の国際交流フォーラム一九八一—女性の未来をひらくために」と題して、十二月十日国際会議場で交流会を開催しました。参加者は、市内在住外国婦人約五〇名と地域の自主活動グループの代表者を中心とした日本人婦

人約一五〇名でした。婦人問題と国際交流のあり方をテーマに、七人の意見発表者から問題提起をうけ、自由な意見交換を行いました。交流会のねらいは、外国人とのふだん着の交流を通して、女性の国境を越えた連帯の輪を拡げるきっかけ作りです。

(5) 婦人問題情報誌「フォーラム」の発行
女性が男性とともに人間らしく生きら

れる社会をめざして、婦人問題の啓発や婦人に関する施策の紹介、あるいは、婦人の自主的活動についての情報提供・交換のため、創刊号を発行しました。

(6) 婦人団体グループ名簿の作成

婦人グループの相互交流と社会活動参加を希望する方々への情報提供に資するため、今回は、市内で婦人が中心となつて活動されている自主的グループについ

て調査を実施しました。四六〇のグループから回答が寄せられました。今年度中に名簿を作成します。

五——結びにかえて

ここで検討しました調査結果からも明らかのように、女性は、多くの場面で不利益を蒙っています。婦人問題の解決

は、女性のみならず男性にとっても必要なことで、男性の理解と協力的な達成することはできません。職員の方々が職務・職場においてだけでなく、家庭や地域においても、男女平等な社会の実現に向けて努力されることを期待してやみません。

〈企画調整局副主幹 婦人問題調査等担当〉